議第 57 号 葛城市ホテル等の開業促進に関する条例に対する附帯決議

本市に宿泊施設を誘致し、観光振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化につなげることは重要であり、議会としてもホテル誘致を進める必要性を認める。

一方、本条例による奨励措置は、固定資産税相当額を最大 15 年間交付する長期の財政支援であるため、公平性、透明性、追加的な誘致効果及び財政上の持続可能性を確保しなければならない。

よって、市は、本条例の施行及び運用に当たり、次の事項を確実に実施すること。

1 奨励金だけに依存せず、事業者への情報提供、候補地及び関係手続の調整、庁内の一元的相談対応など、ホテル誘致を積極的かつ迅速に進めること。

2 最初の指定を行うまでに、市内の宿泊需要及び供給状況、支援期間別の財政影響並びに指定、営業継続、市内雇用、取消し、返還及び添付書類省略に関する客観的基準を整理し、議会へ報告すること。

3 施設ごとの指定に当たっては、本制度が立地、投資規模、開業時期又は市内雇用に与える追加的効果及び公益上の必要性を確認し、その判断過程を文書で保存すること。施行前から進行している事業については、支援の追加的効果を特に慎重に確認すること。

4 毎年度、指定施設、交付額、市内常用雇用者数、営業状況、宿泊実績、税収及び関連経費を含む財政効果並びに取消し、休止又は廃止の状況を取りまとめ、議会へ報告し、公表すること。

5 条例施行後 3 年以内に制度の誘致効果及び費用対効果を検証し、効果が十分に確認できない場合又は社会経済情勢が変化した場合は、支援率、期間、上限額、対象要件及び新規指定の停止を含め、条例改正その他必要な見直しを行うこと。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 18 日

葛城市議会